

# 手話に関心のある方へ

岩出市手話奉仕員養成講座（入門・基礎） 岩出市役所 社会福祉課

手話入門課程は、初めて手話を学習する人が対象です。基礎課程は、入門課程を修了した人が受講できます。期間は、入門と基礎をあわせて1年間です。募集期間が決まっていますので、詳しくは広報または岩出市ウェブサイトを確認してください。費用はテキスト代・クラウド通信費です。

文化教室 岩出市教育委員会 生涯学習課

「初心者のための手話」を毎年開催しています。対象は小学4年生以上で、夜に開催しています。募集期間が決まっていますので、詳しくは広報または岩出市ウェブサイトを確認してください。

## 「みんなで手話を学ぼう」

「広報いわで」に毎月、手話単語を掲載しており、岩出市公式チャンネル（YouTube）で動画を確認できます。過去の動画は岩出市ホームページの「みんなで手話を学ぼう」にまとめています。

## 手話サークル「つばさ」

毎週土曜日 午後1時30分～3時（第5土曜・祝日は休み）  
活動場所…紀泉台地区公民館 他で活動しています。

## 手話通訳依頼・お問い合わせ先

岩出市役所 社会福祉課 障害福祉係

和歌山県岩出市西野209番地

TEL：0736-62-2141 / FAX：0736-61-1632

## 岩出市手話言語条例を知っていますか



岩出市イメージキャラクター  
そうへいちゃん

令和元年9月、岩出市手話言語条例を制定しました。  
手話は言語であること、手話に関する理解を深めること、誰もが手話により心を通わせ合い、互いを尊重し合う共生社会を実現することを目的としています。

## ～手話の歴史～

昔は、手話が言語とは認められず、ろう学校でも口話法（口の動きを読む）が中心で、手話を習い使うことが禁止されていました。

平成18年、国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」では、「言語に手話を含む」ことが明記され、平成23年、日本で改正された「障害者基本法」において、「手話は言語の一つである」ということが明確化されました。

## ～手話言語の国際デー（9月23日）～

平成29年、国連総会で「手話言語の国際デー」と決議されました。

## ～手話の日（9月23日）～

令和7年「手話施策推進法」により、「手話の日」と明記されました。

## 手話施策推進法とは？



正式名称は、「手話に関する施策の推進に関する法律」です。令和7年6月13日、参議院で、同月18日、衆議院でそれぞれ可決され成立、6月25日、施行されました。

岩出市イメージキャラクター  
そうへいちゃん



INTERNATIONAL DAY  
OF SIGN LANGUAGES

「手話の習得」「手話で学ぶ」「手話を学ぶ」「手話を使用」  
「手話の保存・継承・発展」

- この5つの権利を軸とした基本的施策について、書かれています。
- ・「いつ・どこ」でも日常会話レベルの手話で会話できる領域の拡大
  - ・高度かつ専門的な手話通訳者（士）の増員（育成の機会の拡大）
  - ・学校機関、民間企業において手話を習得する環境
  - ・乳幼児（聴覚障害児）が手話を習得する環境
  - ・手話による情報保障



岩出市イメージキャラクター  
そうへいちゃん

## 手話言語条例について

手話言語条例には次の4つの役割が規定されています。

### 市の役割

- ・手話の理解促進、普及、学ぶ機会の確保に関すること。
- ・手話による情報発信、取得に関すること。
- ・手話による意思疎通支援（手話通訳等）に関すること。
- ・手話通訳者の配置、養成等に関すること。

基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めること。

### 市民の役割

### 事業者の役割

基本理念にのっとり、ろう者に対するサービス提供、または、ろう者を雇用するときは、手話等の使用に関して配慮することが義務づけられています。

障害のある人と事業者等（個人事業主やボランティア活動をするグループ含む）が話し合っ、共に対処策を検討します。（建設的対話）

（対処の例）筆談・代筆・タブレット端末の利用・介助など

障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対処を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対処します。（合理的配慮）